私は陳情第4号所得税法第56条の廃止を求める意見書採択を求める陳情に賛成の討論を行います。

所得税法 56 条は「事業主と生計を一にする配偶者とその親族が事業に従事していても、対価の支払いは必要経費に算入しない」としています。事業主の家族(妻、子ども、親族など)が従業員として働いている場合は、どんなに長時間働いたとしても、その給料は税法上の必要経費に含まれません。配偶者 86 万円、配偶者以外のその他親族の同控除額 50 万円が控除されるのみです。それを時給計算で換算すれば、最低賃金にも及びません。これは、戦前の国家権力が、家父長制度の下で、配偶者や家族の人格、労働を認めていなかったことの名残です。これは配偶者、主には女性の労働の自立においても、親族であるための不当で差別的な扱いで、休業補償、出産、育児休暇、介護休暇などの権利がなく、所得が低くローンを組むこともできない場合もあり、女性や家族従業員への差別であり人権問題でもあります。

これまで全国でも556もの自治体が採択しました。

この第56条の目的として、立法時、世帯内で給与を支払う慣行がなく、帳簿によって支払いを確認することが困難で世帯内で恣意的な所得分割を防止することとしています。確かに、課税の公平性は必要ですが、適正な対価で支払われたものまで規制しまっているということです。第56条の適用によって、課税上、必要経費として認められず、本来ならば受け取った側の所得となるべきものが合算され、その結果税負担が重くなる可能性もあるといいます。

小企業、家族経営の多くは事業主と配偶者、その家族で支えられています。第 56 条廃止とともに根本的な問題の解決のためにも農業や商工業を守り発展させていく運動も重要です。

その解決に向けた動きをより一層進めるためにも意見書の提出を求めるこの 陳情に賛成と致します。